

ID: 96

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	助成の決定
例規名 根拠条項	聖籠町妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例 第9条
例規番号	昭和58年 条例第4号

【根拠条文】

(助成額の決定)

第九条 町長は、申請を受理したときは、速やかに第七条に規定する助成額を決定しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書による場合は、審査支払機関の通知により助成額を決定するものとする。

【基準】

第6条及び第7条の規定による。

(助成対象期間)

第六条 医療費の助成対象期間は、対象妊産婦にあつては、町長に妊娠届をした月の翌月の初日から出産した月の翌月末日までとし、対象乳幼児にあつては出生した日から満六歳に達した日の属する最初の年度末までとする。

(助成の範囲)

第七条 町長は、対象妊産婦又は対象乳幼児に係る自己負担額から、次に掲げる一部負担金を控除した額を助成するものとする。

一 医療保険各法の規定による診察、薬剤若しくは治療材料の支給若しくは処置、手術その他の治療又は居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護の療養(次号に掲げる療養に伴うものを除く。以下「診察等」という。)を受ける場合 医療保険各法の規定による保険医療機関等(医療保険各法で規定する薬局を除き、同一の保険医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関とみなす。以下この項において同じ。)ごとに一日につき五百三十円(助成対象者に係る自己負担額が五百三十円に満たない場合は、当該自己負担額を一部負担金の金額とする。)。ただし、医療を受ける者(次号及び第三号に掲げる給付を受ける者を除く。)が同一の月に保険医療機関等において一部負担金の支払いを四回行ったときは、当該月のその後の期間内に当該保険医療機関等において診察等を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。

二 医療保険各法の規定による病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護を受ける場合 保険医療機関等ごとに一日につき千二百円

三 医療保険各法の規定による指定訪問看護を受ける場合 指定訪問看護事業者ごとに一日につき二百五十円

2 町長は、対象妊産婦又は対象乳幼児のうち医療保険各法の規定による標準負担額減額認定証の交付を受けた者が前項第二号に掲げる療養と併せて受ける食事療養に係る入院時食事療養費標準負担額を助成するものとする。

3 町長は、国の公費負担医療制度により負担すべき者が支払う額(入院時食事療養費標準負担額に係る分を除く。)から第一項の一部負担金を控除した額を助成するものとする。

4 第一項の規定にかかわらず、町長が助成額の決定に際し、受給者が助成対象期間内に発生した天災、その他不可抗力と認められる災害により、財産について著しい損害を受けた場合等

であつて一部負担金を負担することが困難と認められる場合は、第一項の規定による一部負担金相当額を助成することができるものとする。

- 5 町長は、前項による一部負担金の助成を決定したとき、その内容を速やかに知事に報告するものとする。

標準処理期間	2日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日